

流域治水の推進に関する条例の
要綱案にかかる説明会
資料1
(平成25年7月3日)

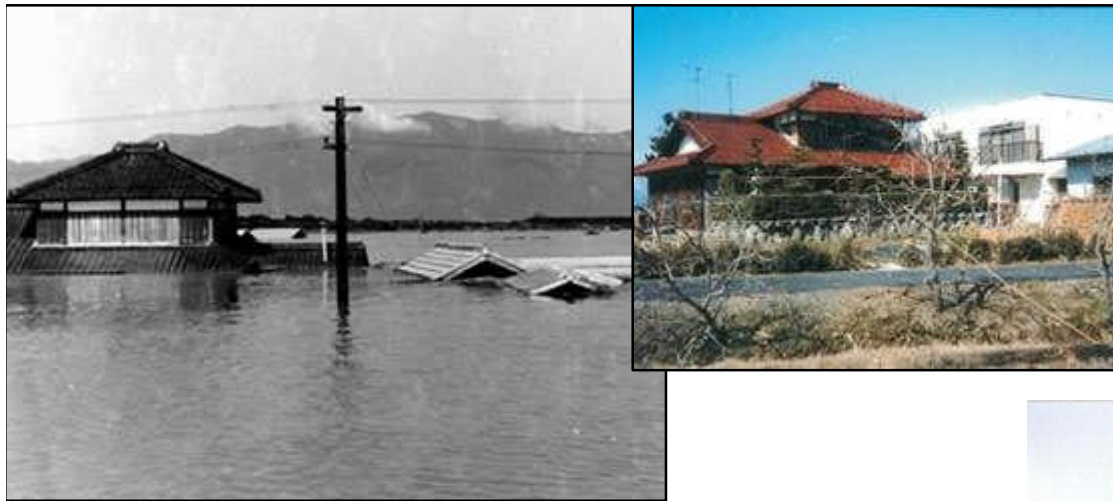
滋賀の流域治水政策

滋賀県 土木交通部 流域政策局
流域治水政策室

項 目

1. 過去の水害、流域治水の概要
2. 地先の安全度 ～流域治水の基礎情報～
3. 滋賀県の流域治水政策
 - 「そなえる」
 - 「ながす」
 - 「ためる」
 - 「とどめる」の具体的内容
4. 流域治水条例における建築規制とは

県内の過去の水害状況



昭和34(1959年)伊勢湾台風 近江八幡市水荃町



1時間76mm

平成13年(2001年)7月17日豪雨
彦根市平田町



1時間84mm

平成20年(2008年)豪雨 長浜市元町(長浜駅前)

滋賀県が進める「流域治水」

～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～

目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
- ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

手段

- 川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地での対策)を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策
(これまでの対策)

ながす

河道掘削、堤防整備、
治水ダム建設など



流域貯留対策
(河川への流入量を減らす)

ためる

調整池、森林土壌、水田、ため池
グラウンドでの雨水貯留など

氾濫原減災対策
(氾濫流を制御・誘導する)

とどめる

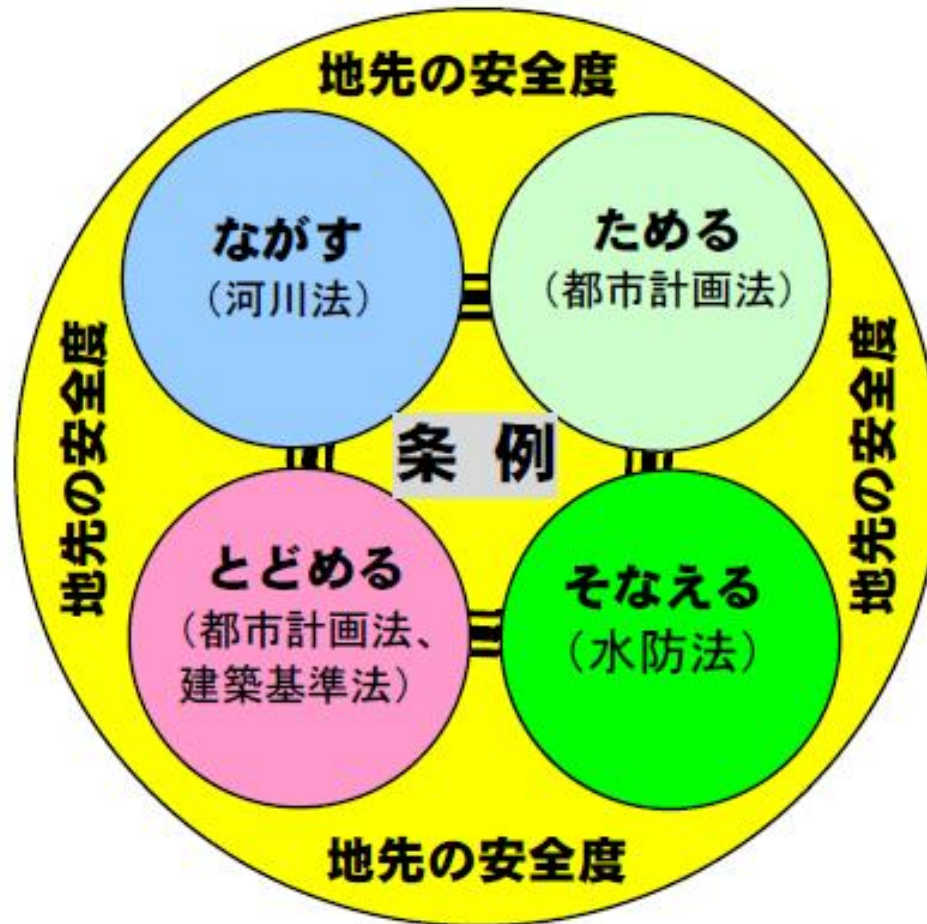
輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、
土地利用規制、耐水化建築など

地域防災力向上対策

そなえる

水害履歴の調査・公表、防災教育
防災訓練、防災情報の発信など

「(仮称)流域治水の推進に関する条例」と法律の関係



それぞれの法令で定められている施策を、「地先の安全度」(住民が住んでおられる場所の浸水深など水害リスク)に対応するため、総合政策の仕組みとして一つの条例の中で関連づけ、住民目線でわかりやすく、運用しやすいようにまとめようとしています。

滋賀県における流域治水政策のあゆみ

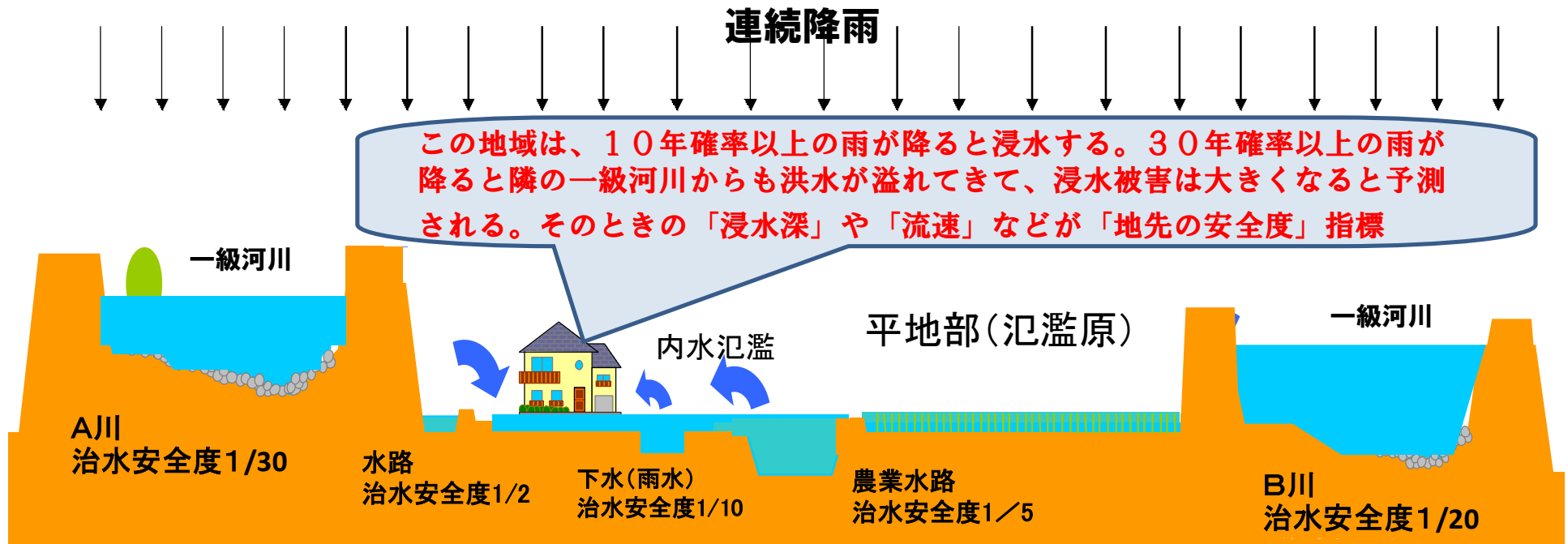
～滋賀県流域治水基本方針ができるまで～

- 2006.9 流域治水政策室 設置
- 2006.10～ 水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会 **庁内組織**
- 2007.7～2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) **市町**
- 2008.2～2009.3 流域治水検討委員会(住民会議) **提言('08.12)**
- 2009.1～2010.5 流域治水検討委員会(学識者部会) **提言('10.5)**
- 2011.3 パブリックコメント
- 2011.4 流域政策局 設置(流域治水政策室、広域河川政策室、
河川・港湾室、琵琶湖不法占用対策室、水源地対策室)
- 2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) および、
琵琶湖流域治水推進部会の承認を得て、
『滋賀県流域治水基本方針(案)』を策定
- (滋賀県議会)**
- 2011.6 報告から議決事件へ変更
- 2012.3 **議決、『滋賀県流域治水基本方針』の策定**
- 2013.5 滋賀県流域治水の推進に関する条例 骨子案提案



流域治水の基礎情報 「地先の安全度」

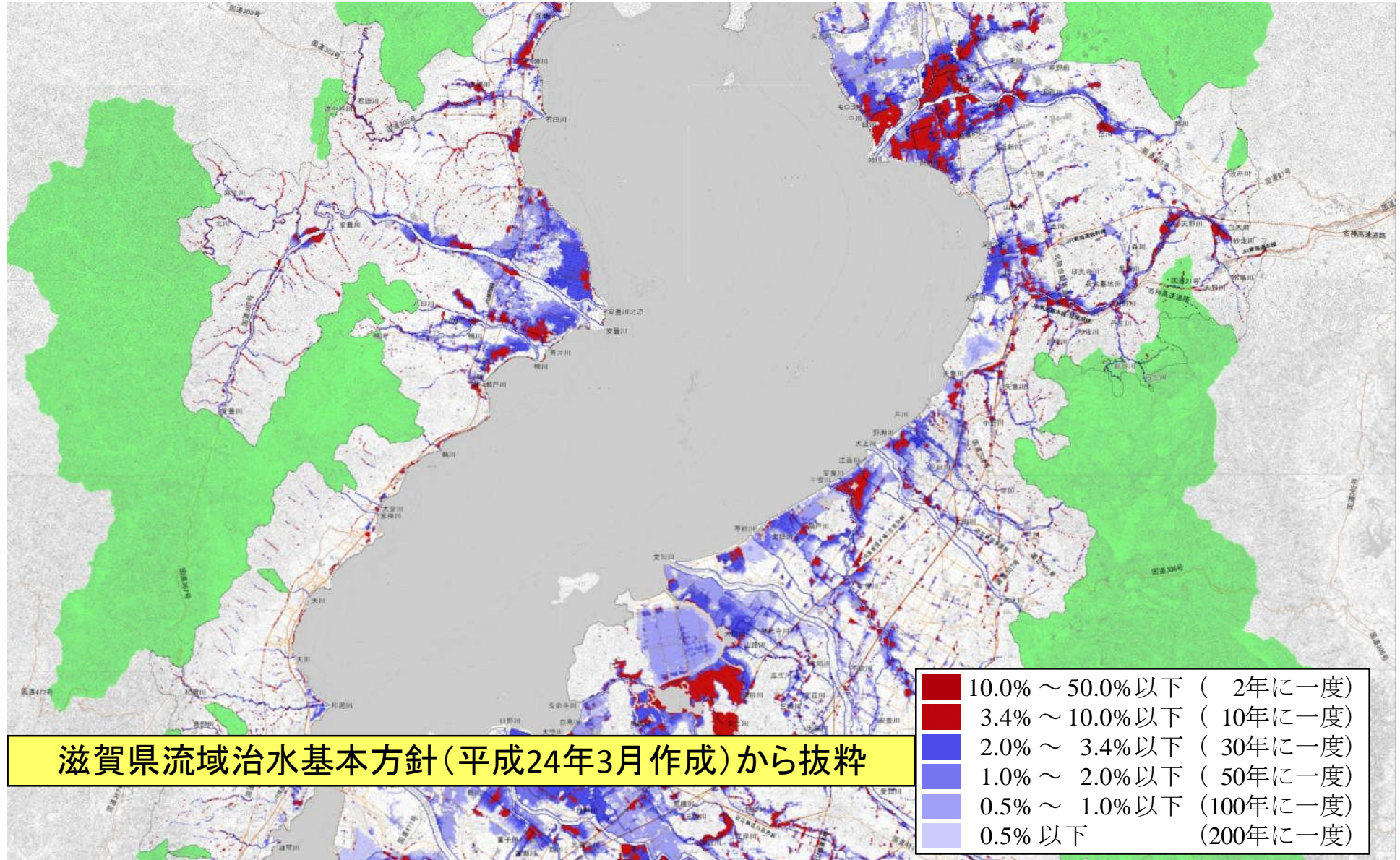
県内全域に2年～1000年確率の計画降雨を降らせた洪水氾濫シミュレーションを行い、その解析結果(浸水深、流速など)を「**地先の安全度**」と名付け、対策の指標とする



- 浸水被害が予測可能となり、回避をはかる必要あり
- 川の中の対策に加えて、川の外の対策も！

「地先の安全度」に関する情報

～“床上浸水(50cm以上の浸水)”年発生確率図～



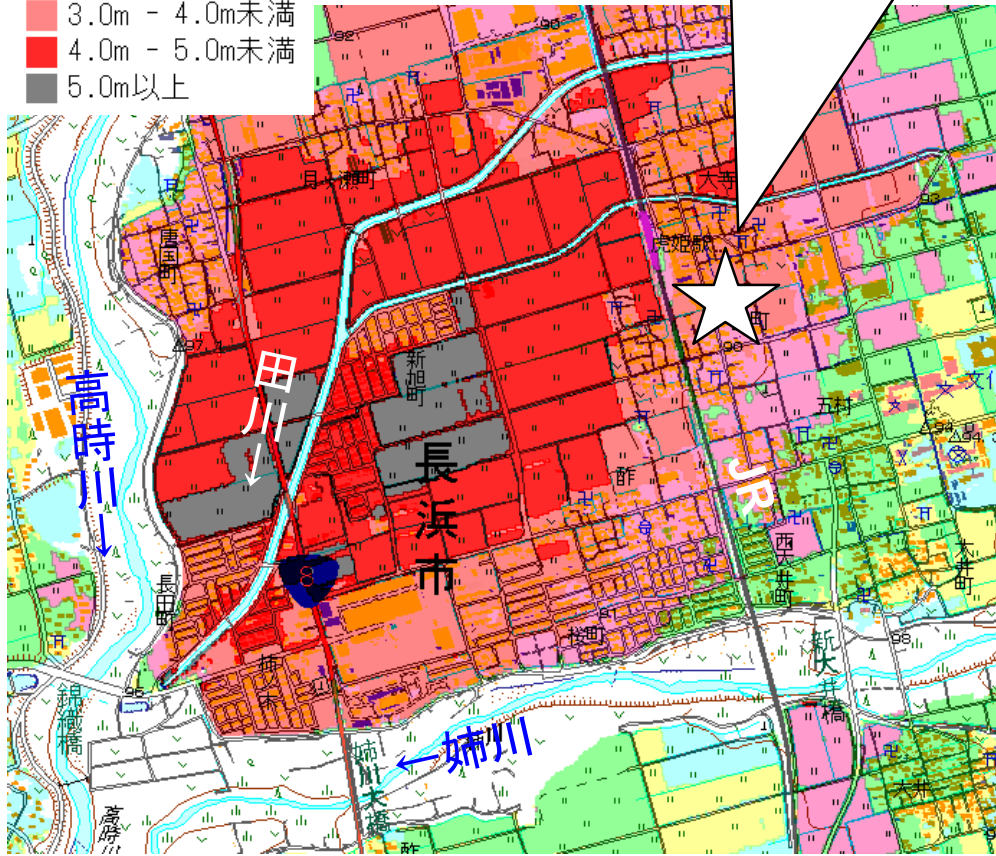
長浜市(明治29年水害)

最大浸水深

- 0.5m未満
- 0.5m - 1.0m未満
- 1.0m - 2.0m未満
- 2.0m - 3.0m未満
- 3.0m - 4.0m未満
- 4.0m - 5.0m未満
- 5.0m以上

■地先の安全度マップ
1/200の浸水深 3m~4m

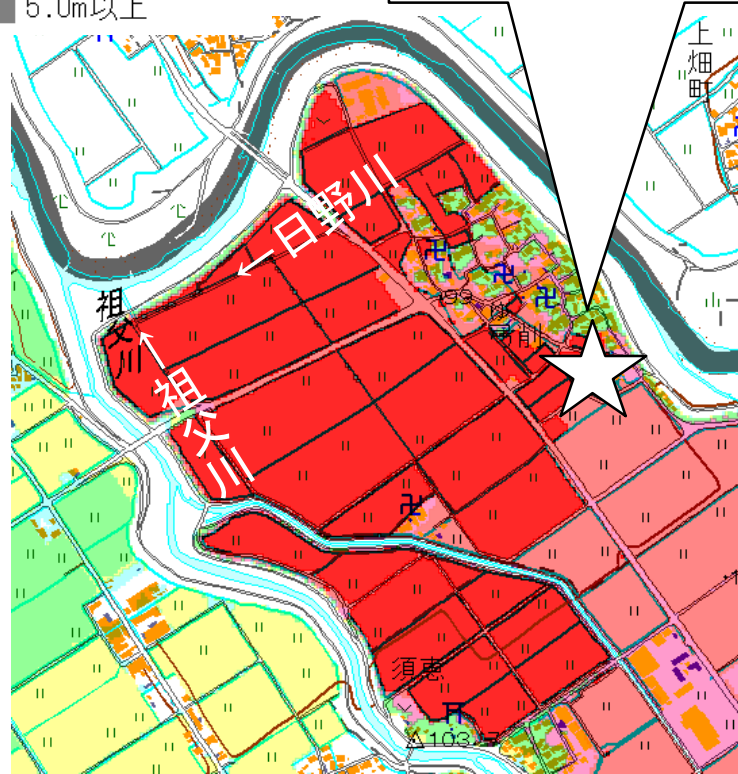
■実績浸水深さ 2.6m



竜王町(昭和34年伊勢湾台風)

最大浸水深

- 0.5m未満
- 0.5m - 1.0m未満
- 1.0m - 2.0m未満
- 2.0m - 3.0m未満
- 3.0m - 4.0m未満
- 4.0m - 5.0m未満
- 5.0m以上

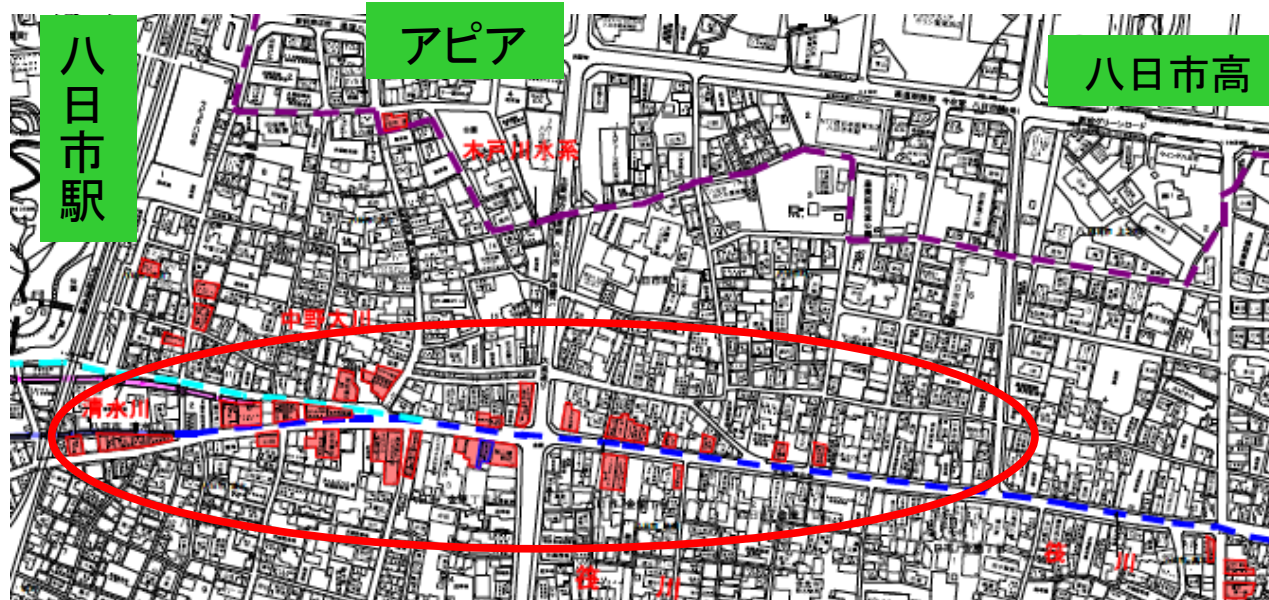


■ 地先の安全度マップ
1/200の浸水深 3m~4m

■ 実績浸水深さ 2m



八日市金屋付近(平成24年8月 集中豪雨)



H25.8.11
 東近江市浸水実績図
 (時間雨量67mm)

■ 床下浸水55戸
 ■ 床上浸水 1戸

エリアがほぼ一致

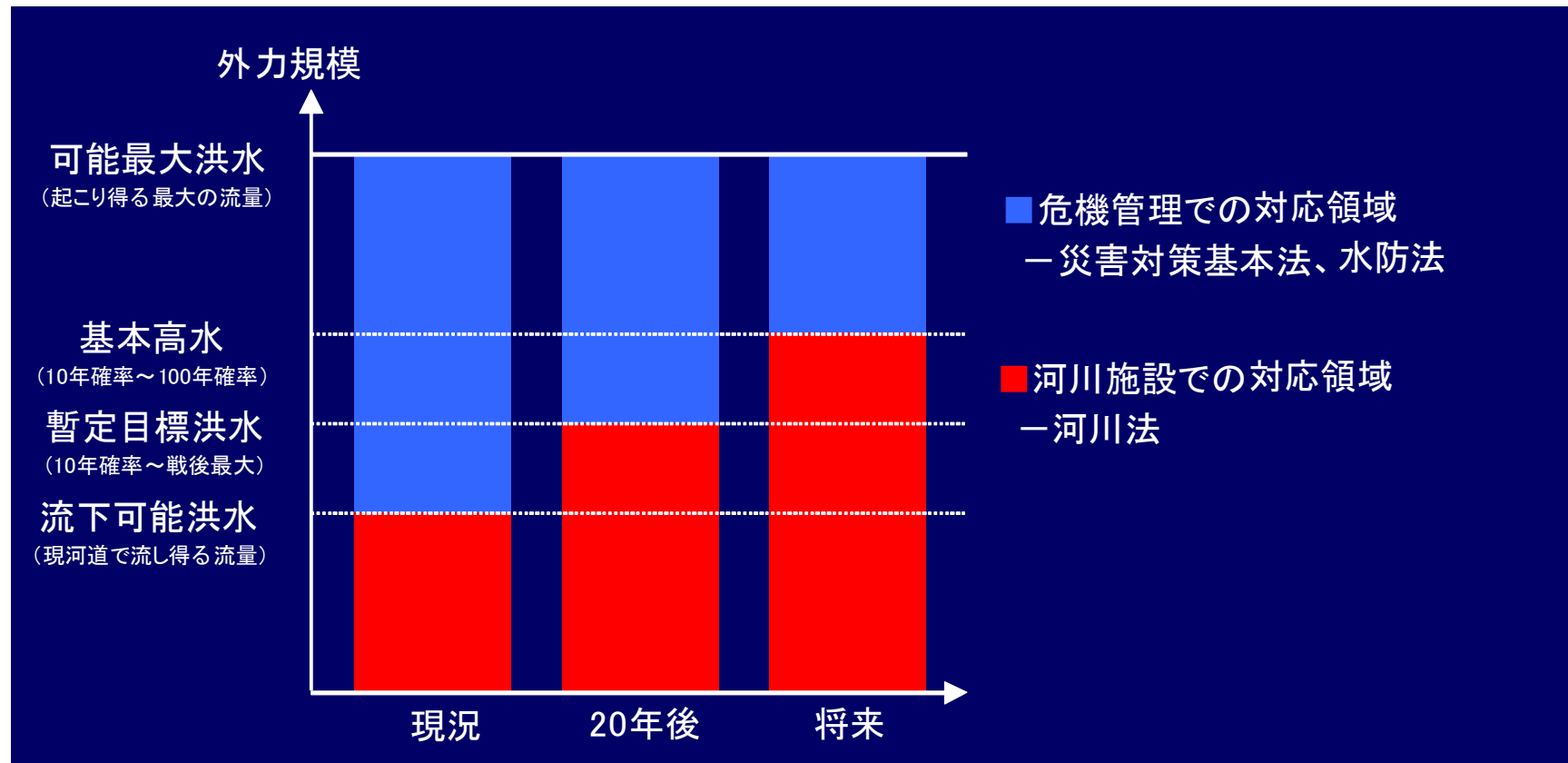


地先の安全度マップ
 東近江市
 1/10最大浸水深図
 (時間雨量50mm)

水色:床下浸水
 (浸水深0.5m未満)

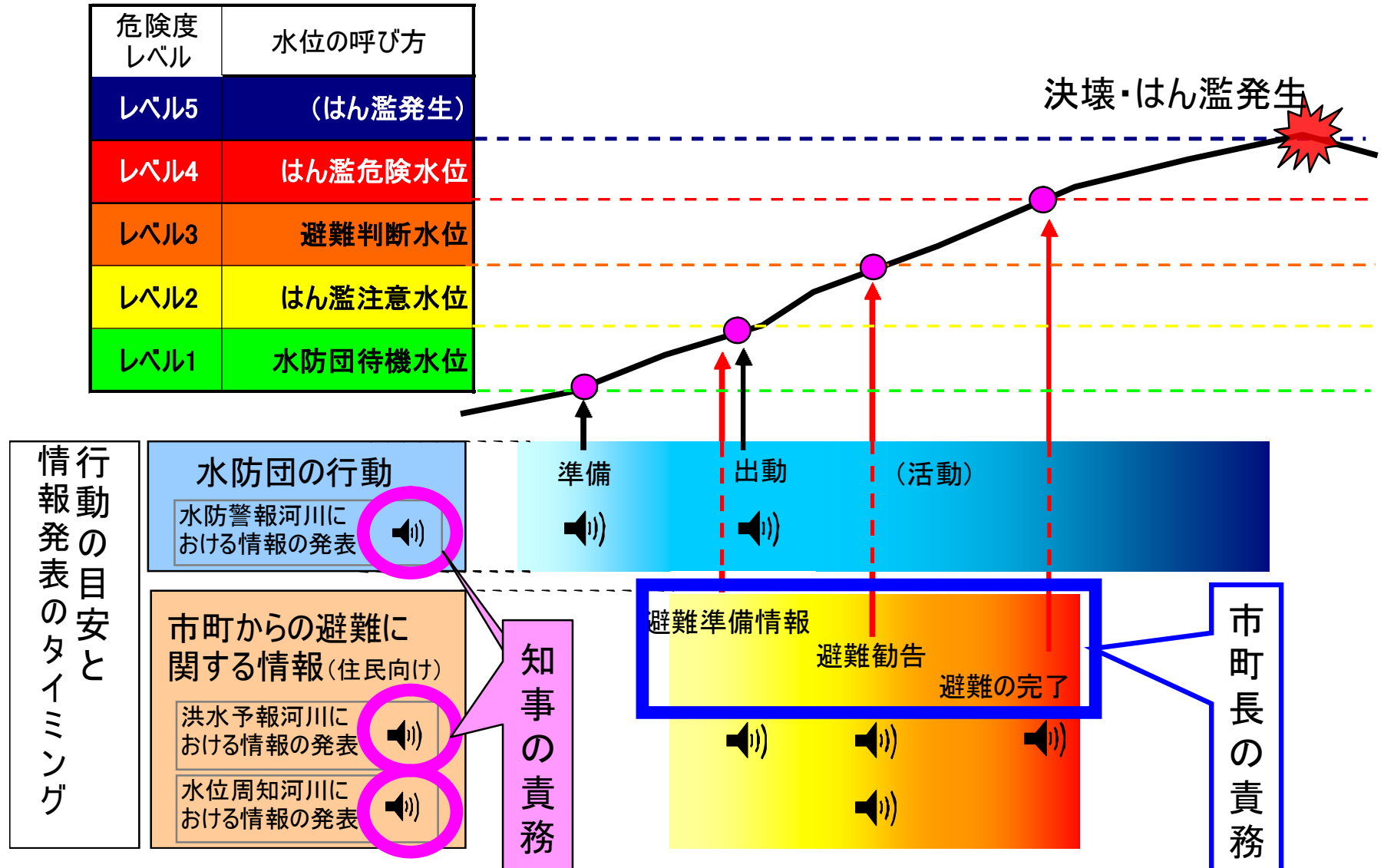
水害対策に係る役割分担（守備範囲）

■ 現状（制度上の）の役割分担のイメージ



そなえる

県・市町の責務



避難勧告遅れ 町を提訴

(平成21年 兵庫県佐用豪雨)

「避難勧告遅れ」提訴へ

佐用豪雨遺族、町相手に

兵庫県佐用町で18人が死亡、2人が行方不明になった昨年8月の豪雨災害をめぐり、避難勧告の発令の遅れが人的被害につながったとして、死者・行方不明者5人の遺族が町に総額約3億円の損害賠償を求める訴訟を近く神戸地裁姫路支部に起こす。代理人の弁護士が6日、明らかにした。

判断水位の3層を超え、同58分に兵庫県がその情報を発表したが、町が避難勧告を出したのは午後9時20分だった。

その後、小林さんと井土さんの家族計5人が自宅から避難する途中で増水した用水路に流された。

30面に関する記事
水害をめぐって国などの河川管理責任が問われたケースはあるが、避難勧告の遅れが争点になるのは異例という。

原告は佐用町の小林武さん(69)、井土一馬さん(19)ら。訴状によると、昨年8月9日午後7時50分に佐用川が避難

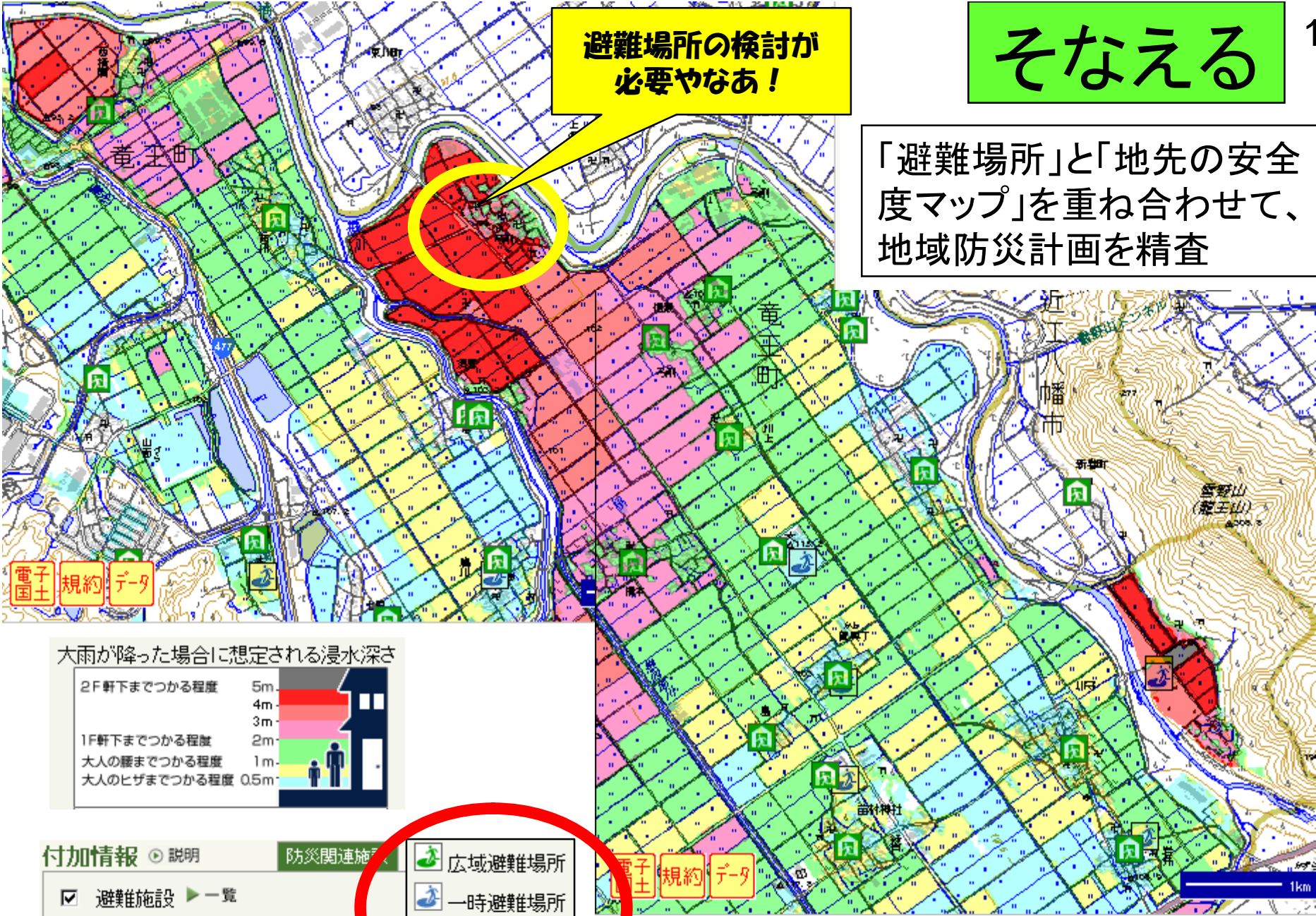
原告側は、県から情報が伝わった午後7時58分に町が勧告していれば5人は被害に遭わなかったとして、町に違法な不作為があったと主張。道路が冠水して危険な状態になって勧告を出した責任も問われている。庵途典章町長は「提訴されれば内容をよく確認し、誠実に対応いたします」との談話を出した。(茂山憲史)

平成22年8月7日(土)
朝日新聞 朝刊 1面

そなえる

避難場所の検討が必要やなあ！

「避難場所」と「地先の安全度マップ」を重ね合わせて、地域防災計画を精査

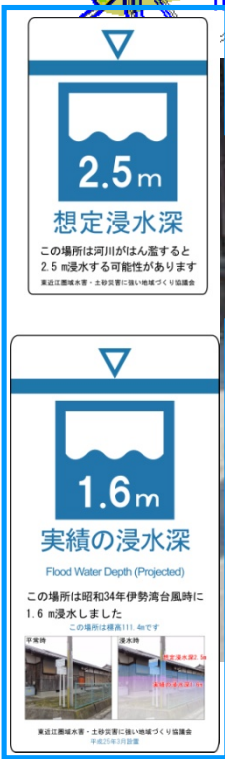
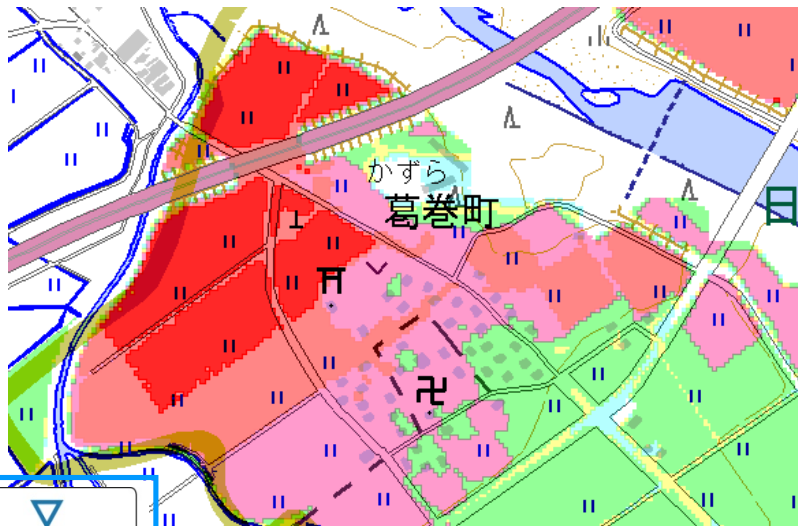


滋賀県防災ポータルで見られます！
<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/index.html>

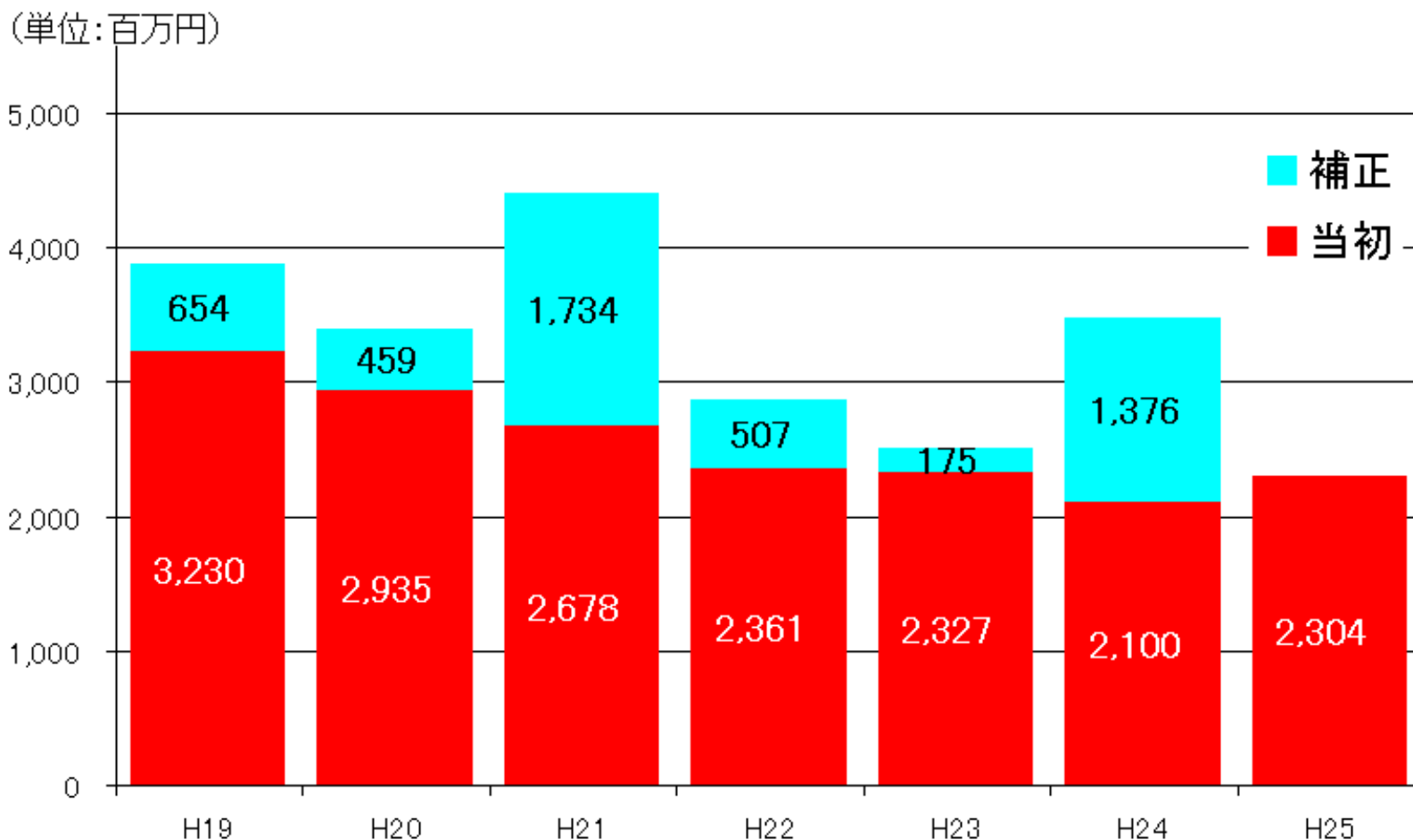
そなえる

何があっても命をまもる仕組み

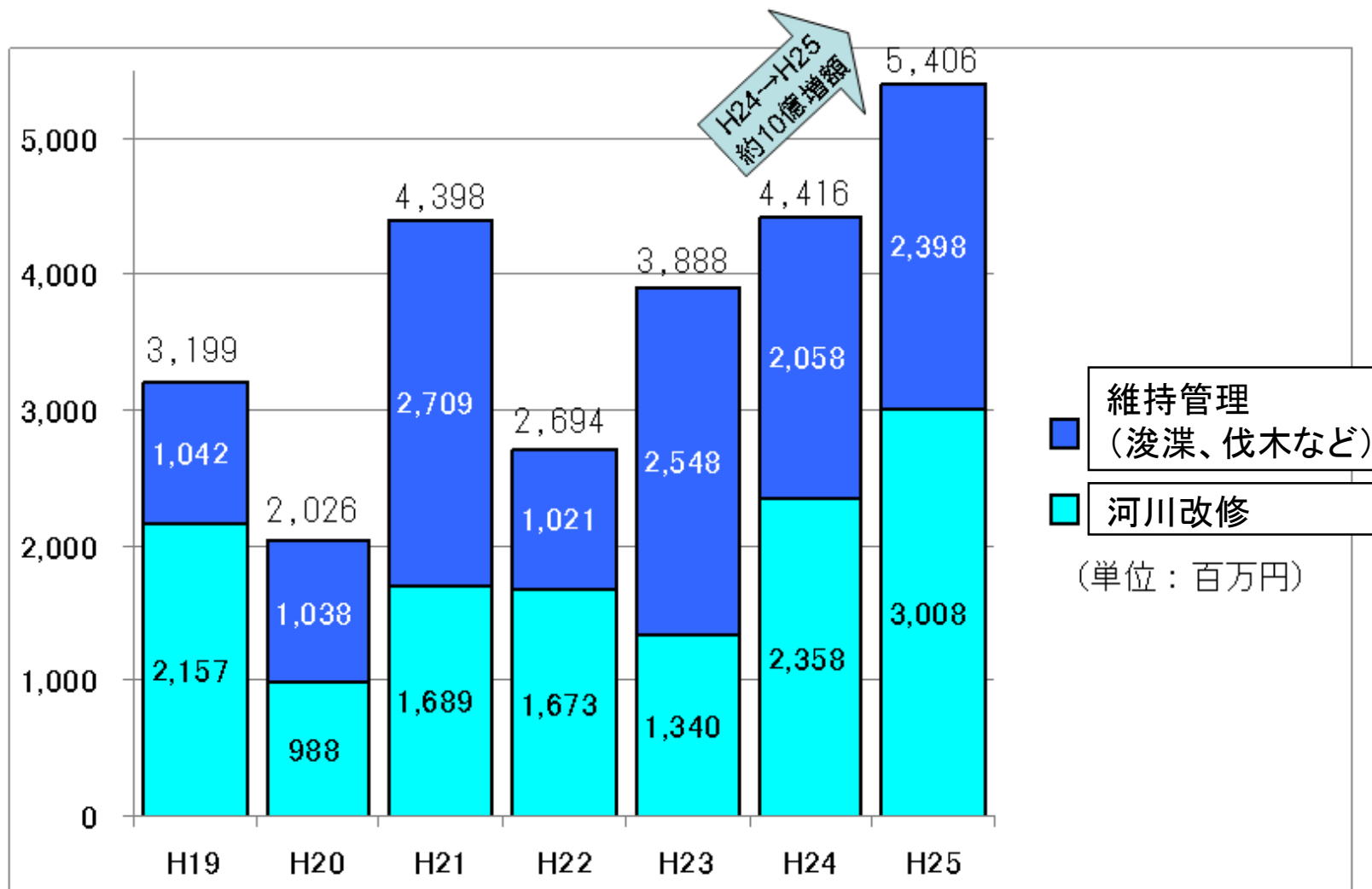
～水害に強い地域づくり協議会、出前講座～



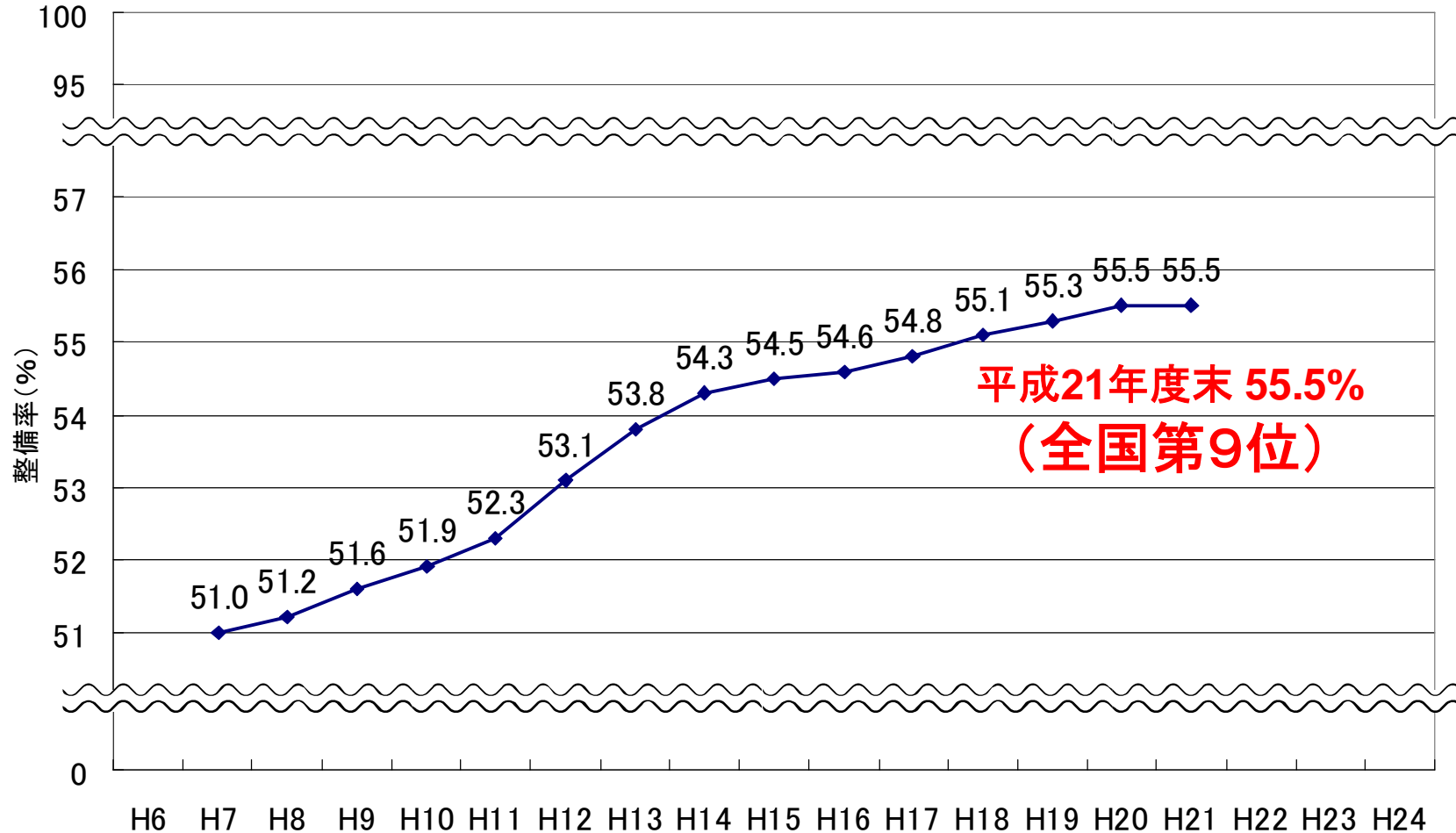
国庫補助事業費(国庫から補助金をもらって実施する事業)の推移



県単独事業費の推移



- 滋賀県が管理する一級河川で、治水安全度1/10を確保するためには、今後100年以上を必要とする。
(残事業費6000億円/年間予算40億円/年(平成20年度ベース))



平成21年度末 55.5%
(全国第9位)

$$\text{河川整備率} = \frac{\text{時間雨量50mm相当※以上の降雨に対応できる区間の延長}}{\text{改修が必要な区間の延長}} \times 100$$

滋賀県流域治水基本方針(平成24年3月作成)から抜粋

※滋賀県降雨強度式で10年確率に対応

雨水貯留浸透対策を進めます

◇雨水貯留対策

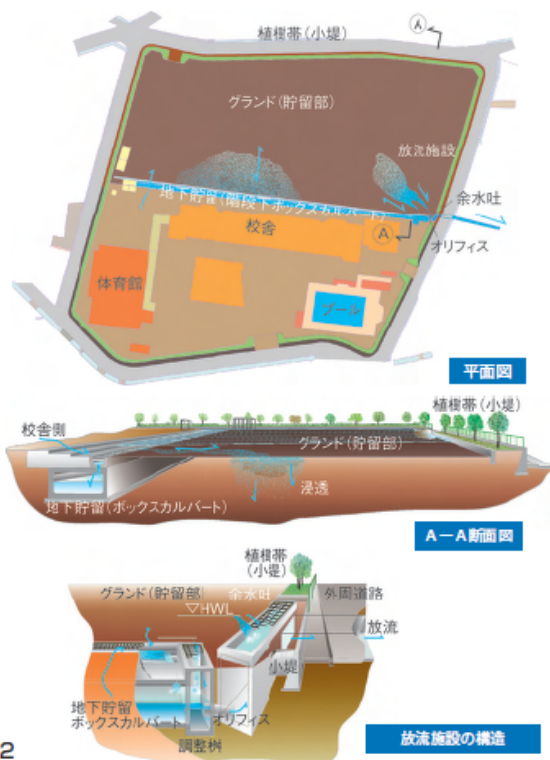
公園、学校、市役所、体育館等の公共・公益施設用地に貯留するケースで、貯留箇所を低く掘り下げて水を溜める掘込み式、貯留箇所の周囲に堤防をつくって水を溜める築堤式、地下にコンクリート等の貯水槽を設置して水を溜める地下式、建物を高床にして、その下に水を溜めるピロティ式等の方法があります。



校庭貯留の様子

写真左：平常時
写真右：貯留時

□ グランドに周囲堤を設けた窪地貯留と地下貯留槽の併用：富士市立岩松北小学校（静岡県富士市）



多目的利用(グラウンド)



周囲堤



放流施設

(出典：東近江市HP 住宅用雨水貯留施設設置奨励金制度)→



◇地下浸透対策

□ 庁舎前広場に透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ等を配置：向日市役所（京都府向日市）

向日市では、市役所の敷地に透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチなどを設置し、市役所からの流出量ゼロを目標にしています。また、市民の目にふれやすい場所に施設を設置することで、雨水貯留浸透事業の必要性や有効性をアピールし、その普及促進効果もねらっています。



大型浸透ますの施工状況



完成した透水性舗装

■ リスクマトリクス(宅地利用の場合)

1/ 2 (0.500)	発生確率 (年あたり)	リスク大				
1/ 10 (0.100)						
1/ 30 (0.033)						
1/ 50 (0.020)						
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)						
...						
		リスク小				
		被害の程度(浸水深・流体力)				
		無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
		$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$

リスク = (発生確率) × (被害の大きさ)

※ 水没地先等の既存住宅改築時には助成

※ 既存の市街化区域の逆線引きはしない

土地利用規制:市街化区域へ新たに編入しない(対策が講じられる場合を除く。)

1/ 2 (0.500)	発生確率 (年あたり)	B				
1/ 10 (0.100)						
1/ 30 (0.033)						
1/ 50 (0.020)						
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)						
...						

都市計画法
第13条

被害の程度(浸水深・流体力)				
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$

建築規制:建築する場合に許可が必要

1/ 2 (0.500)	発生確率 (年あたり)	A				
1/ 10 (0.100)						
1/ 30 (0.033)						
1/ 50 (0.020)						
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)						
...						

建築基準法
第39条

被害の程度(浸水深・流体力)				
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$

とどめる

浸水しやすい場所での市街化を避ける

～まちづくりでも治水～

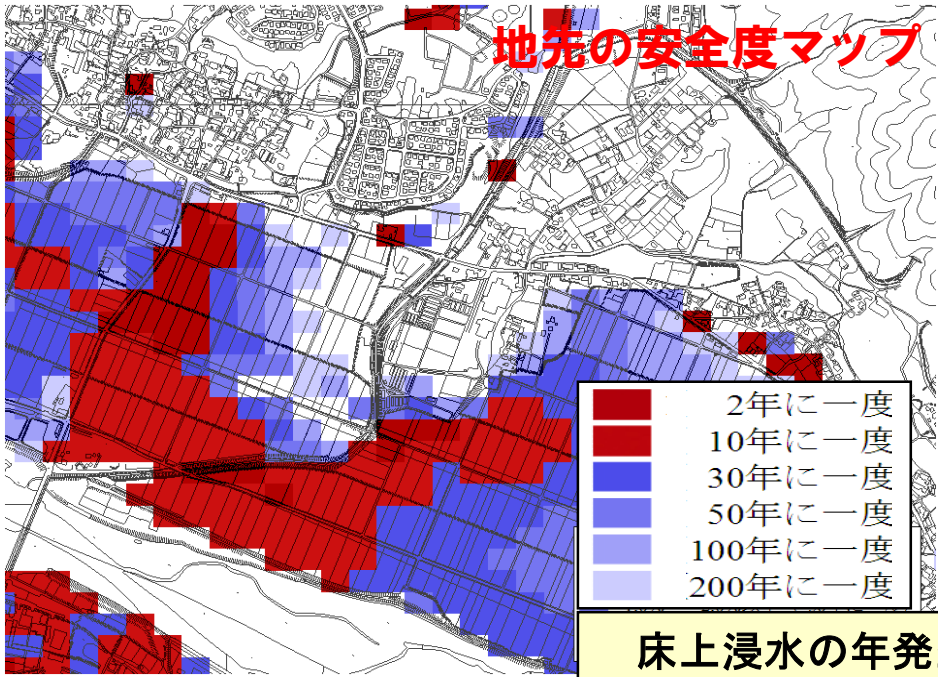
(都市計画法施行令第8条、S45都市局・河川局通達参照)

- ◆ 現行の都市計画法に基づき、頻繁に床上浸水が生じるような場所を新たに市街化区域に編入しない(これまでと同じ手続き)
- ◆ 「地先の安全度」で10年確率(時間雨量50mm相当)で浸水深が50cm(床上浸水程度)の箇所を特定

1/ 2 (0.500)	発生確率 (年あたり)				
1/ 10 (0.100)				A	
1/ 30 (0.033)					
1/ 50 (0.020)					
1/100 (0.010)					
1/200 (0.005)					
...					

都市計画法
第13条

被害の程度 (浸水深・流体力)				
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$



～建設省都計発第一号・建設省河都発第一号～

■ 都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について
(各都道府県知事あて、都市局長、河川局長通達)

■ 次の各項のいずれかに該当する地域は、(中略)「溢水、湛水、津波、高潮等による災害発生のおそれのある土地の区域」(中略)とみなし、原則として市街化区域に含めないものとする。

- － (前略)概ね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川の氾濫区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域
- － 前各項に該当していない場合でも、特に溢水、湛水、津波、高潮、土砂流出、地すべり等により災害の危険が大きいと想定される地域

とどめる

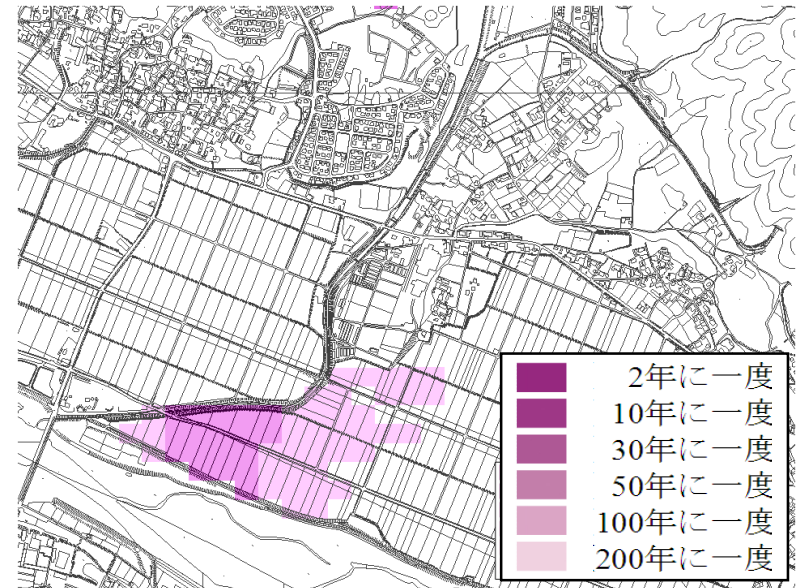
浸水しても家が水没しないようにする

～家づくりでも治水～

(建築基準法第39条、S34建設事務次官通達参照)

- ◆ 現行の建築基準法に基づき、出水等により危険の著しい区域を災害危険区域として指定する。
- ◆ 「地先の安全度」で特に深く浸水する区域(200年確率で浸水深3m以上)では、浸水に対して安全な建築にしてください。
- ◆ 具体的には、地盤盛土等の対策を行い予想浸水面以上の高さに避難できる空間(2階など)が確保できれば許可する。
- ◆ 家屋流失(流体力2.5以上)の区域は蓋然性と耐水化構造基準が明らかになってきた段階に規制を行う予定。

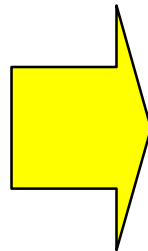
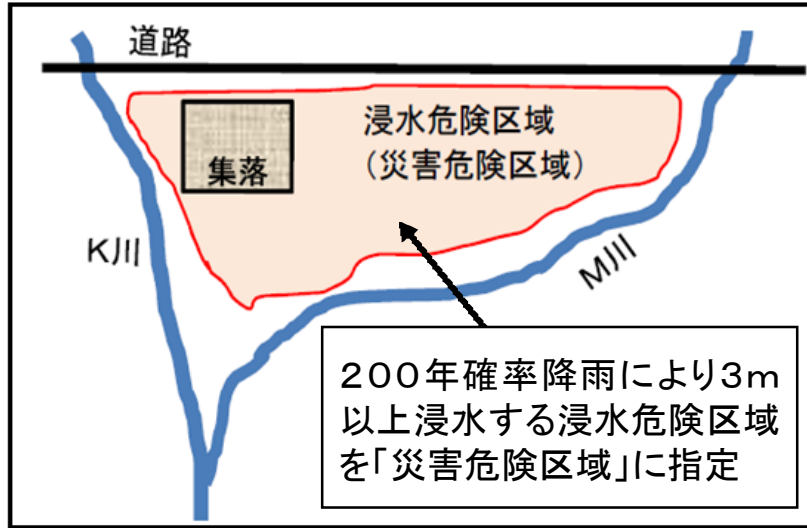
1/ 2 (0.500)	発生確率 (年あたり)					
1/ 10 (0.100)						
1/ 30 (0.033)						
1/ 50 (0.020)						
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)						
...						
建築基準法 第39条		被害の程度(浸水深・流体力)				
		無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
		$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$



家屋水没の年発生確率図

とどめる

安全にお住みいただくための施策 ～建築物の構造強化、避難施設の整備～



建築制限の対象

※店舗、工場等は対象外

A. **住宅**

B. **社会福祉施設、学校および医療施設**

の新築、改築(建替え)、増築

建築許可の基準

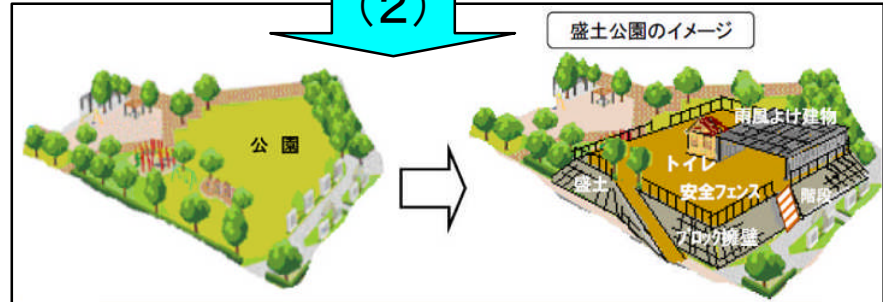
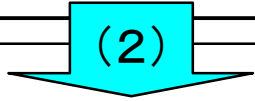
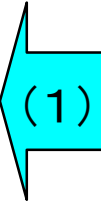
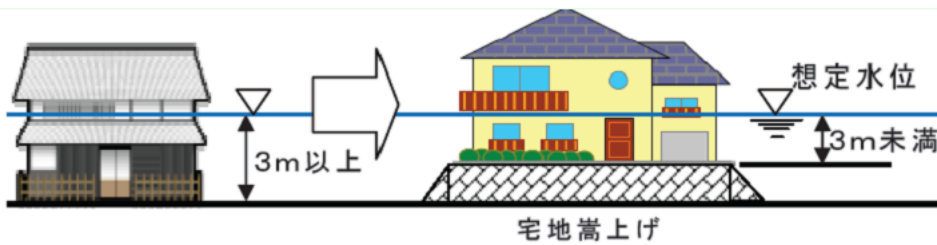
(1) 想定水位以上に避難空間(二階以上に居住空間や屋上等)があること または

(2) 住宅の近くに安全な避難場所があること (社会福祉施設等は除く)

支援制度の提案(工事費の一部を補助)

(1) 住宅の改築(建替え)、増築時の嵩上げ工事

(2) 避難場所の新設、改築工事



建設事務次官通達(S34)

～発住第四二号～

風水害による建築物の災害防止について(建設事務次官通達)

三 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。

記

- 一 区域の指定範囲については、おおむね次の区域を考慮するものとする。
 - (一) 高潮、豪雨等によって出水したときの水位が一階の床上をこし、人命に著しい危険をおよぼすおそれのある区域。
 - (二) 津波、波浪、洪水、地すべり、がけ崩れ等によって、土や土砂が直接建築物を流失させ、倒壊させ又は建築物に著しい損傷を与えるおそれのある区域。
- 二 建築物の制限内容については、出水時の避難及び建築物の保全に重点をおき、おおむね次のようなものとし、なお、地方の特殊事情、周囲の状況等を考慮して定めるものとする。
 - (一) 一の(一)の区域
 - 住居の用に供する建築物については、次の各号によるものとする。
 - (イ) 予想浸水面まで地揚げをするか、又は床面(少なくとも避難上必要な部分の床面)を予想浸水面以上の高さとする。
 - (ロ) 予想浸水面下の構造は次の各号の一に該当するものとする。
 - a 主要な柱、又は耐力壁を鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、鉄骨等の耐水性の構造としたもの
 - b 基礎を布基礎とし、かつ、軸組を特に丈夫にした木造としたもの

滋賀県流域治水の推進に関する条例骨子案の概要

◎前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義 ・条例を制定する目的

◎目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

◎総則

- ・用語の定義
- ・基本理念
- ・県、県民、事業者の責務

実現

基礎資料

◎想定浸水深の設定等

- ・県：流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深（地先の安全度マップ）を設定
おおむね5年ごとに設定・公表

ながす

◎河川における氾濫防止対策

- ・知事：管理する河川の整備を行う。
河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

ためる

◎集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮
- ・公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保

◎氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水危険区域における建築規制
区域の指定（200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域）
建築の制限、許可の基準、建築物の調査、立入検査
- ・10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新たに編入しない（対策が講じられる場合を除く）
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

◎浸水に備えるための対策

- ・県：避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民：日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者：宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、必要な取組を検討

とどめる

◎雑則

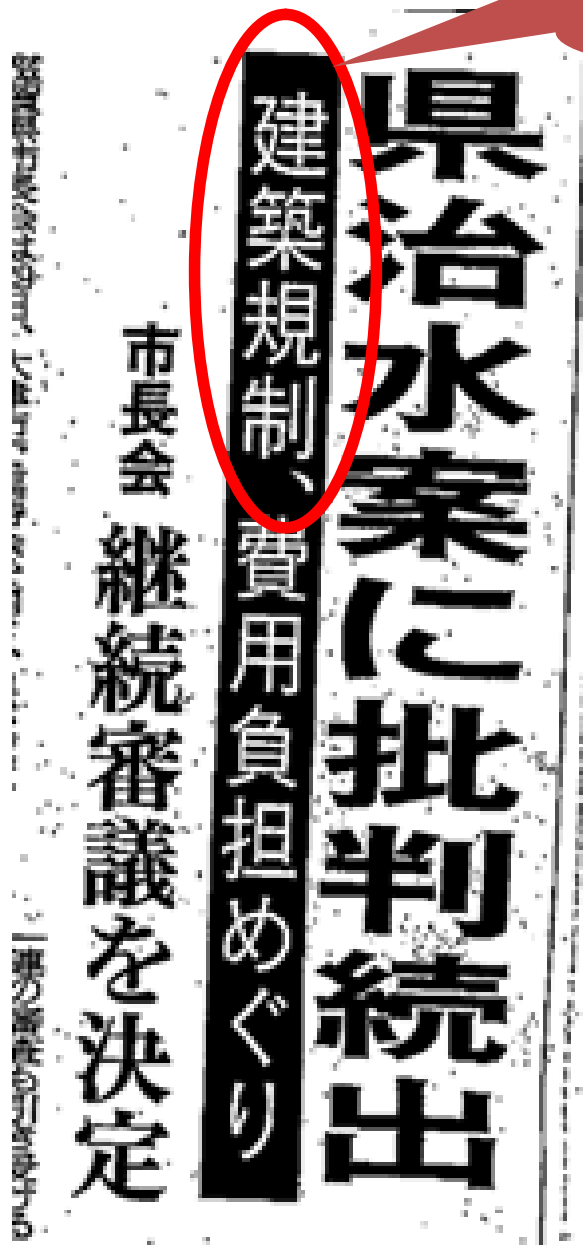
- ・財政上の措置
- ・市町条例との関係

そなえる

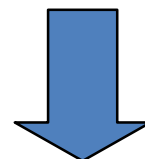
◎罰則

- ・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

「建築規制」とは？



- 条例案上は「建築規制」「建築制限」と表現しています。



- 水害リスクの高い地域では、安全に住み続けるために、建築物の構造や地盤の高さに、条件をつけさせていただく。

Q&A

Q.建築制限のかかる区域に住んでいる場合、移転しないといけないのか。

A.安全に住み続けていただけるよう制度設計しています。

Q.建築制限のかかる区域では、新しい住宅は建築できないのか。

A.できます。

ただし、住宅と社会福祉施設等は、安全に住むための条件をクリアしてください。

※販売所、工場等は今までとかわらず建築できます。

Q&A

Q.建築制限のかかる区域では、すでにある住宅を増改築できないのか。

A.できます。

ただし、住宅と社会福祉施設等は、安全に住むための条件をクリアしてください。

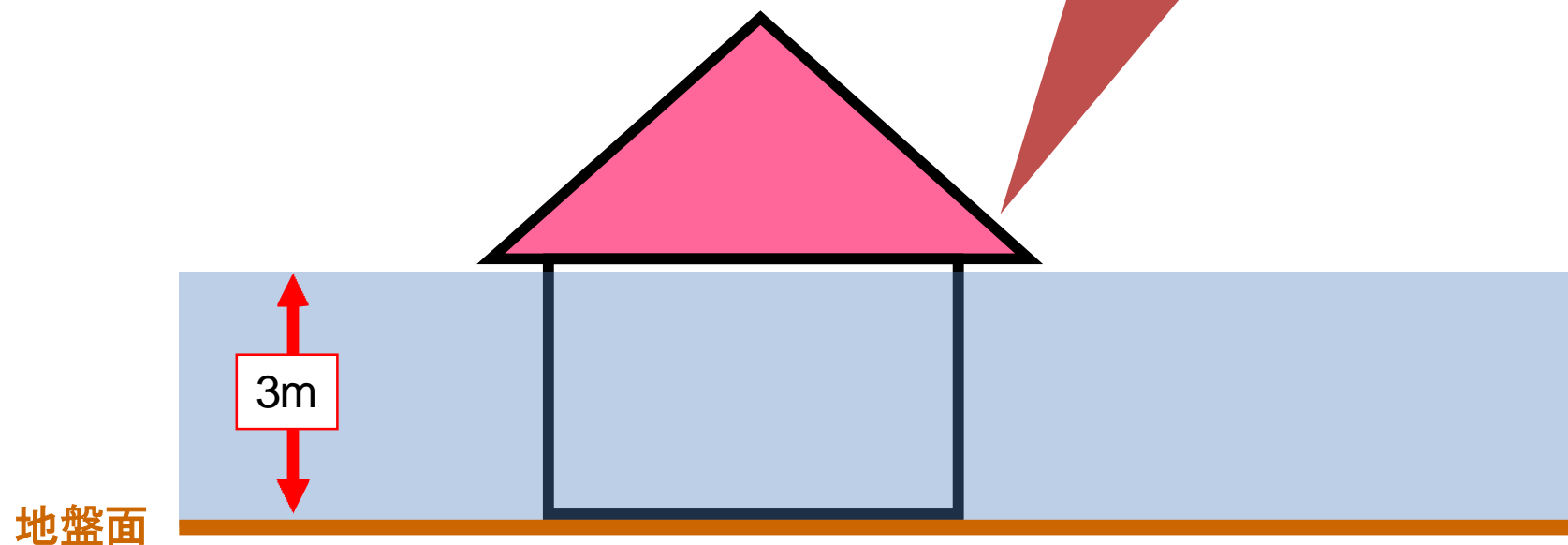
※販売所、工場等は今までとかわらず増改築できます。

Q.すでに建っている住宅はすぐに建て替えないといけないのか。

A.将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。

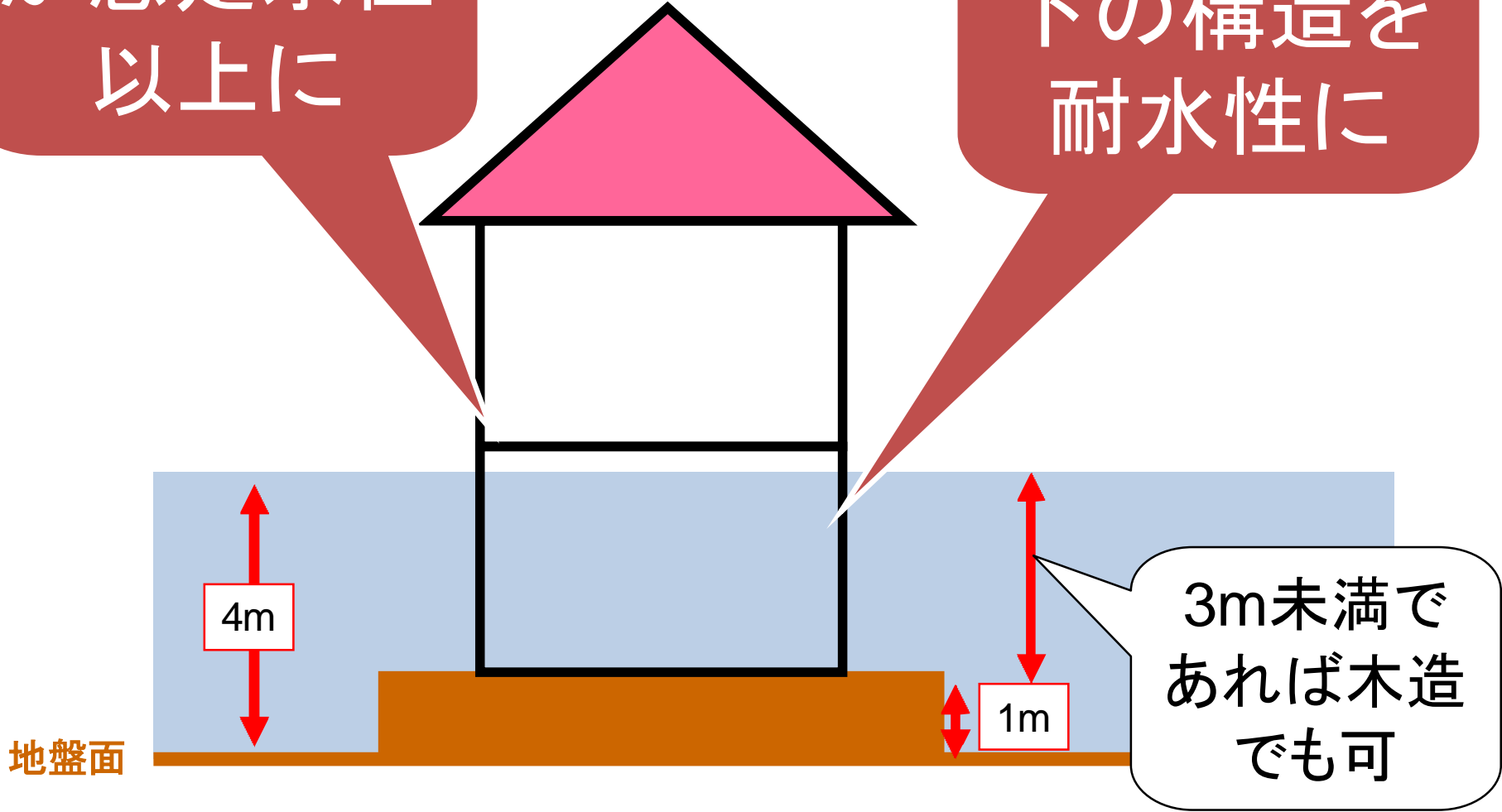
逃げ遅れた場合に溺死・建築物が浮力を持って家屋倒壊

軒下まで浸水すると危険



居室の床面
が想定水位
以上に

想定水位以
下の構造を
耐水性に



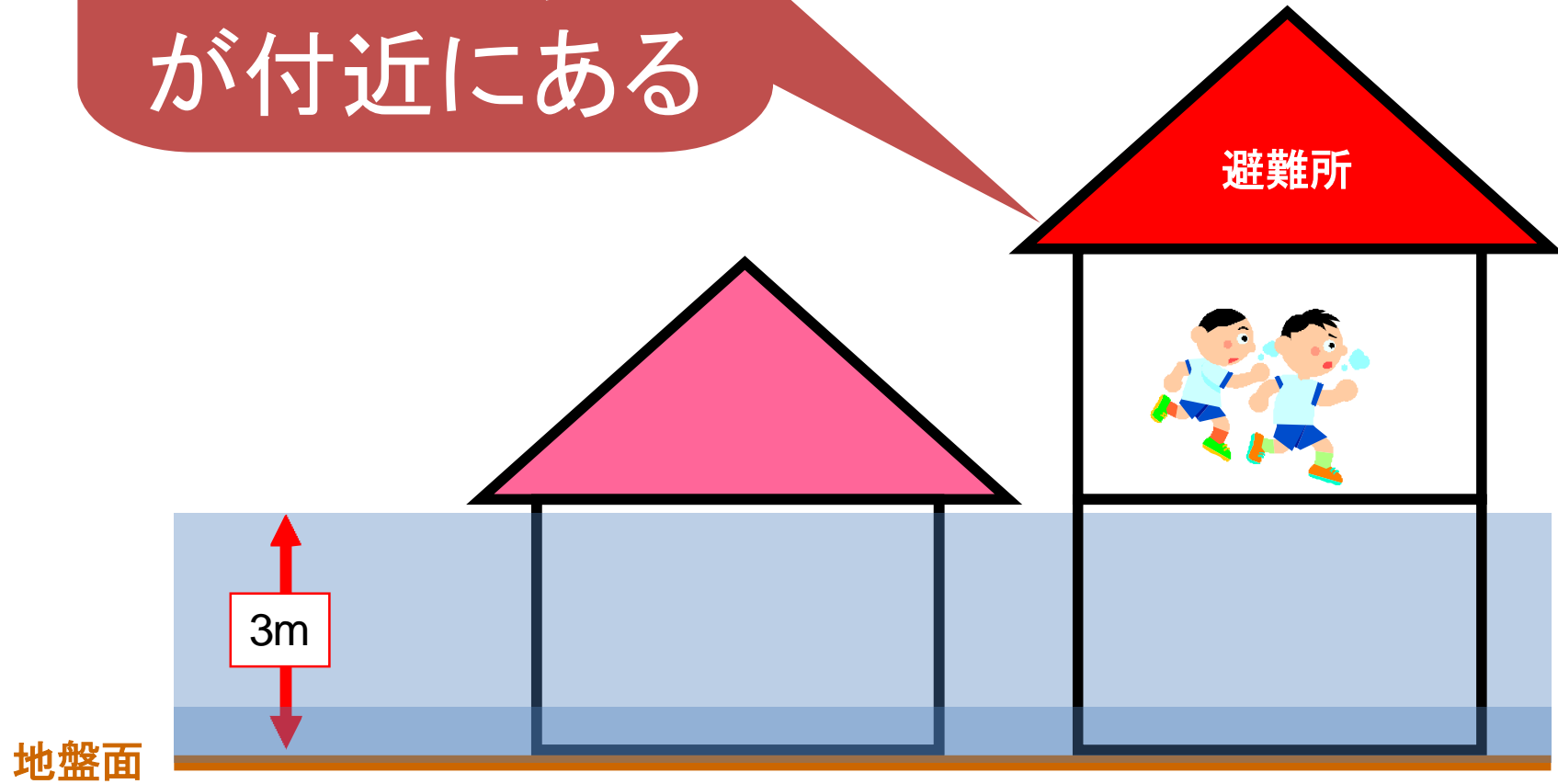
地盤面

4m

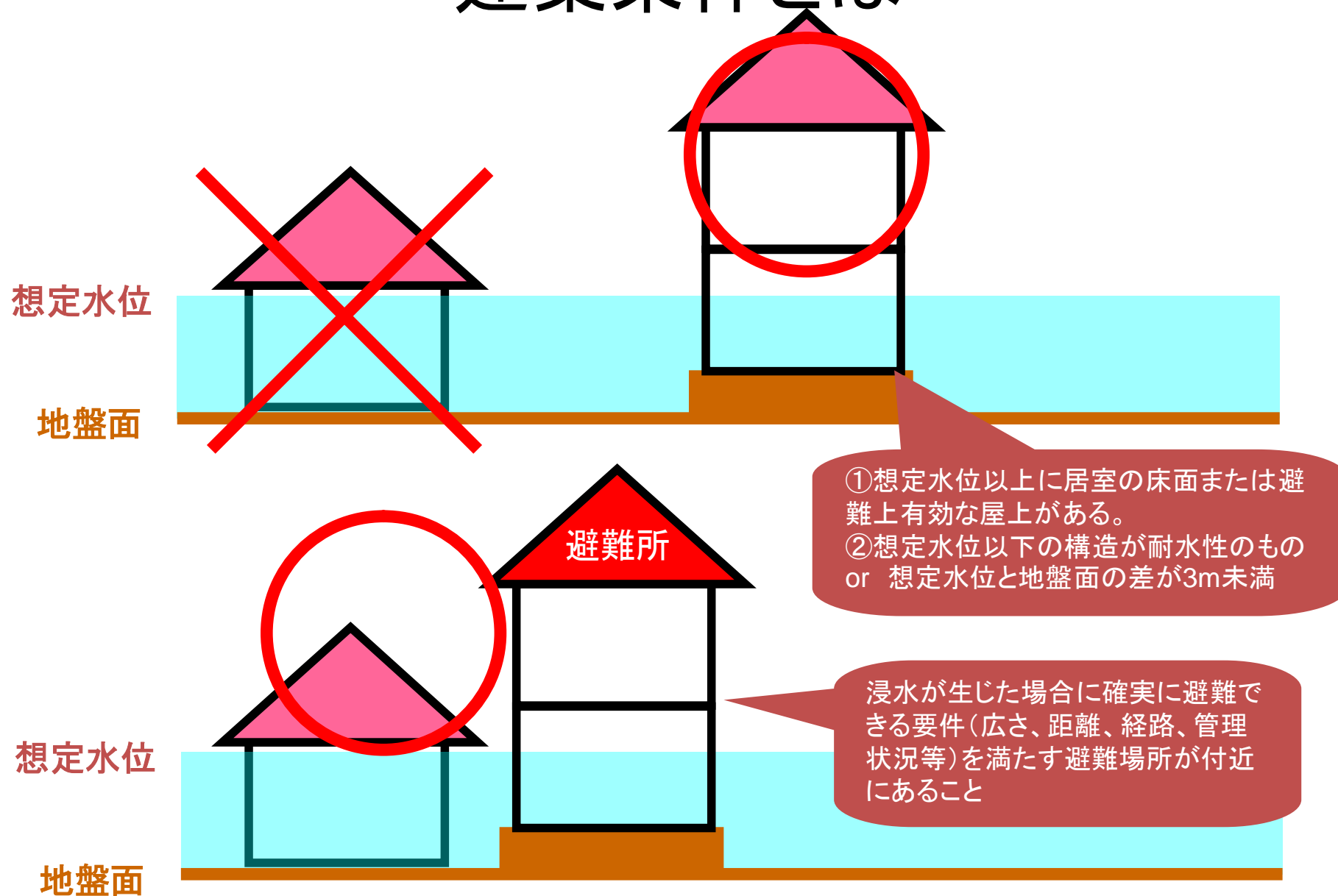
1m

3m未満で
あれば木造
でも可

確実に避難できる避難場所が付近にある



建築条件とは



流域治水条例における 「建築規制」とは？

- 浸水危険区域（200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合に、県民の生命又は身体に著しい被害を生じるおそれがある区域）では、浸水に対して安全な建築にしてください。
- 具体的には、地盤盛土等の対策を行い、想定水位以上の高さに避難できる空間を確保してください。
- または、浸水が生じた場合に確実に避難できる要件（広さ、距離、経路、管理状況等）を満たす避難場所が付近にあれば建築できます。

条例のモデル は先人の知恵 の中にあります

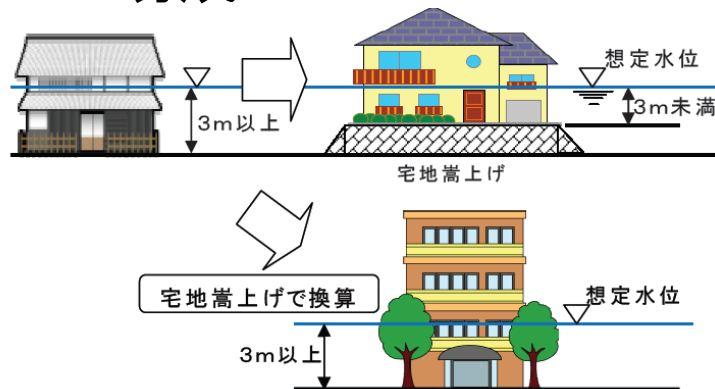


先人が築き受け継がれてきた知恵と仕組みを守り、県下に再び広め、人の命にかかわる状況を何とか改善したい

検討中の支援制度

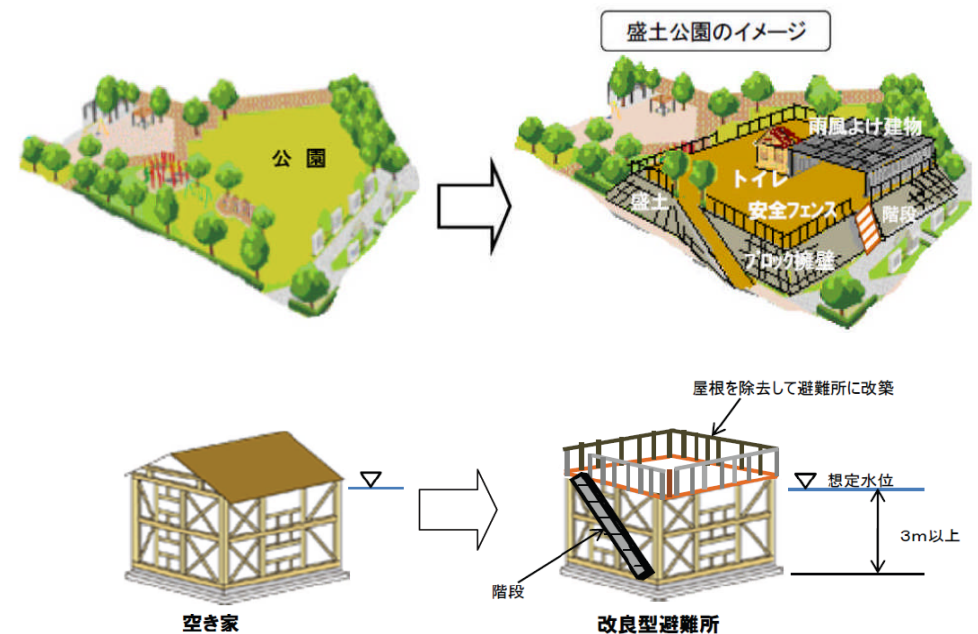
- 宅地嵩上げ浸水対策
促進事業

- 「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築（建て替え）および増築時に、地盤の嵩上げ（盛土、法面保護）工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成



- 避難場所整備事業

- 「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設（改築含む）

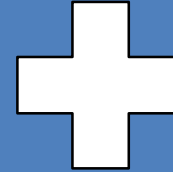


浸水危険区域の指定イメージ

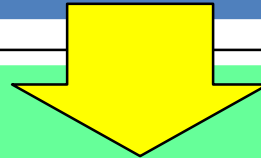
	作業	
1	県が、地先の安全度マップに基づき、机上で浸水危険区域(1/200、 $H \geq 3m$)の線引きと想定水位を設定し、 ①調査区域案 を作成	必要に応じて、道路界、畔など地形・地物を確認 →計算精度の限界によるズレ等の除去(必要があれば測量・再計算)
2	県(流政局・土木事務所)と市町担当者が線引きと想定水位を調整、 ②素案 を作成	
3	地元への説明(浸水危険区域とはメリット・デメリット)	
4	県、市町、地元が、現地立会(浸水危険区域図(③原案))	道路界、畔など地形・地物にて境界を設定
5	県、市町、地元が立会結果を確認	
6	県が、浸水危険区域図および想定水位(④案)の作成	
7	公告・縦覧(2週間)	知事あて意見書の提出(住民・利害関係人)
8	知事から市町長へ意見照会	
9	知事が、浸水危険区域および想定水位の指定告示	

滋賀県建築基準条例

第34条
・地すべり
・出水(土石流を含む。)
・急傾斜地
の災害危険区域に関する規定

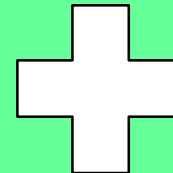


第37条
罰則規定



滋賀県建築基準条例

第34条
・地すべり
・土石流
・急傾斜地
の災害危険区域に関する規定



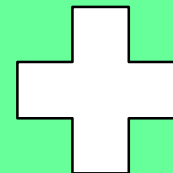
第37条
罰則規定

建築基準条例と同様の罰則規定

罰則規定も流域治水条例へ

流域治水の推進に関する条例

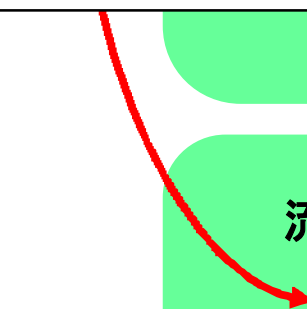
出水の災害危険区域に関する規定



罰則規定

「出水」に関する部分を流域治水条例へ

流域治水の推進に関する条例へ



建築基準法

(災害危険区域)

第三十九条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、**前項の条例**で定める。

大津市建築基準条例第32条

滋賀県建築基準条例第34条

出水については
流域治水条例へ

各市町 災害危険区域条例

(仮称)流域治水条例

市町で条例を制定し、独自に
建築規制することが可能

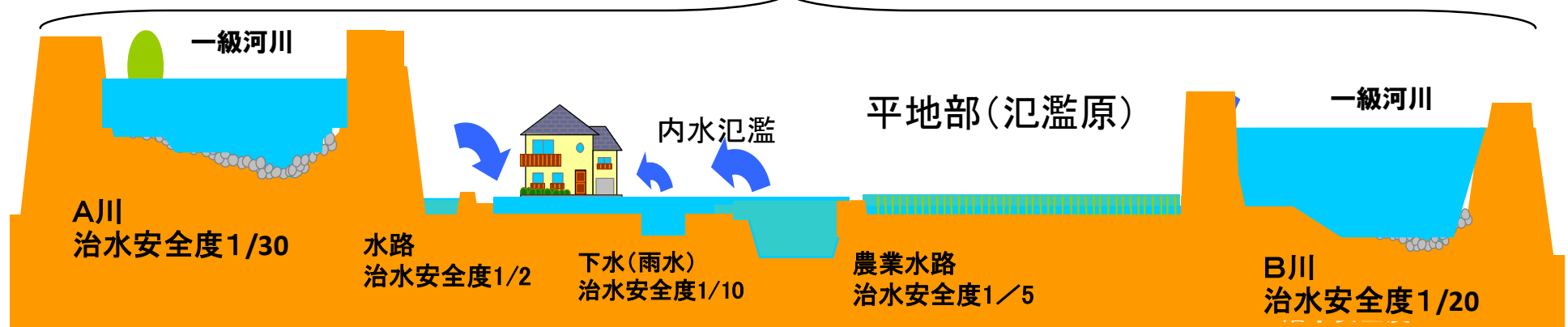
流域治水条例の建築規制
は適用除外に

「XX年確率の降雨」の意味①

100年確率の 降雨	河川整備	外水氾濫
	地先の安全度	外水氾濫+内水氾濫

河川整備と地先の安全度は同一線上に並ぶものではない。

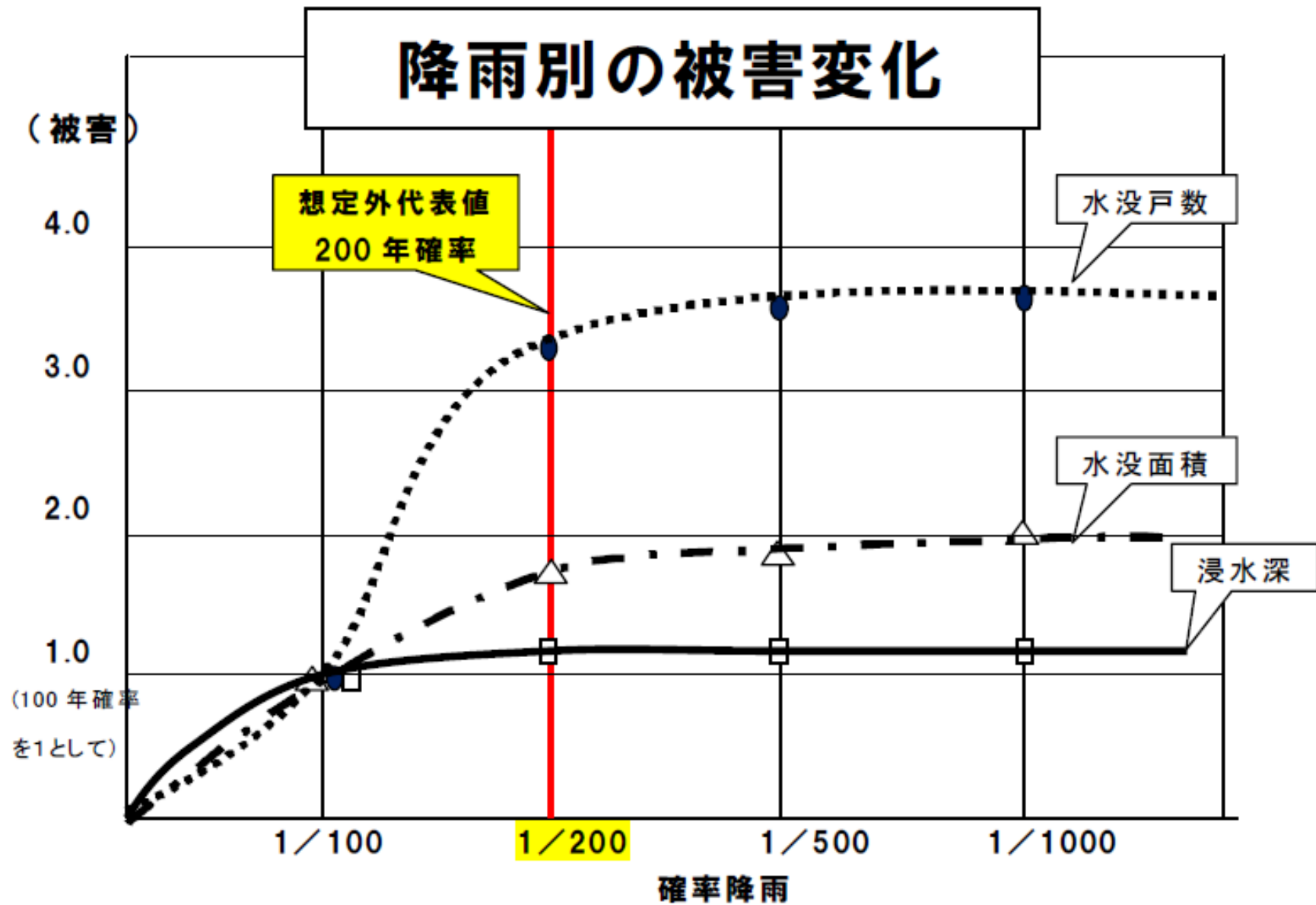
全体で1/100対応になれば色は消える



「XX年確率の降雨」の意味②

100年確率の 降雨	河川整備	外水氾濫
	地先の安全度	外水氾濫+内水氾濫
200年確率の 降雨	地先の安全度	外水氾濫+内水氾濫 ↑「最大規模の災害」 として設定

1/200まで対応する、という趣旨ではなく、人命を守るために「上限なき災害」に対応するという趣旨



	土砂災害防止法	津波防災地域づくり法	(仮称)流域治水推進条例
きっかけ	H11.6.29 広島豪雨災害 24名死亡	H23.3.11 東日本大震災	近年、多くの人命が失われるような大規模な水害は発生していない
開発規制・建築規制を導入した経緯	「すべて対策工事により安全を確保していくとした場合には、膨大な時間と費用が必要になると見込まれる。」(土砂災害防止基本指針)	「 構造物の防災機能にのみ依存することの限界が改めて認識された。 」(国土交通白書) 「 災害には上限がない 」(津波防災まちづくりの考え方) ↓ 発生頻度と被害の大きさにより「 レベル1 」と「 レベル2 」に分類 (東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告)	「 河川などの治水施設の整備は、根幹的な治水対策として今後も強力に推進していきますが、近年の厳しい財政状況もあり、整備完了までには相当の期間が必要です。 」 「 一方で、整備途上や、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。 」(滋賀県流域治水基本方針)